

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

「正確な住所の届出」が必要です！

- 住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続です。
- マイナンバーカードには、最新の住所を記載する必要があります。引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続を行ってください。
- 「転出届」は、マイナポータルを通じてオンラインで提出できます。



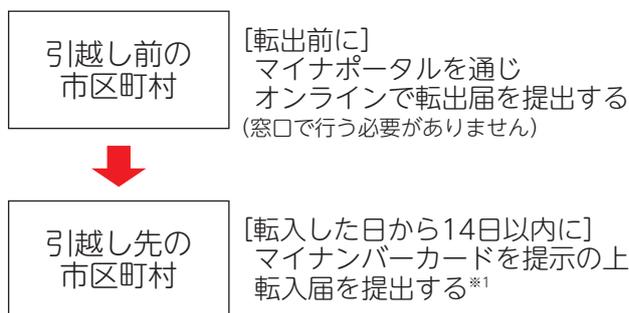
(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)



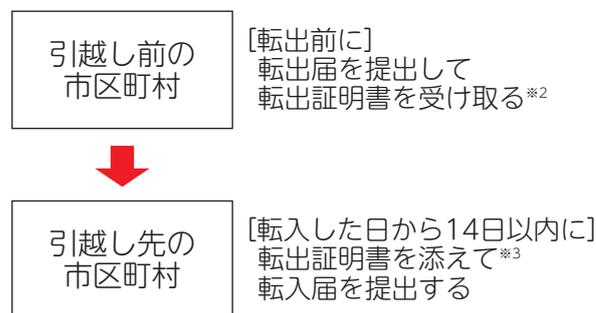
◆住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

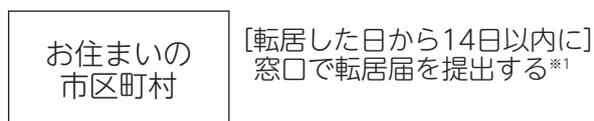
〈オンラインでの届出（推奨）〉



〈窓口での届出〉



◎同一の市区町村内で転居する場合



- ※1 マイナポータル等を通じて、転入（転居）届の提出のために来庁予定の連絡ができません。
- ※2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受け取りはありません。
- ※3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

問合せ 市民課（2階） ☎ (20)1502 FAX (20)1600